

公益財団法人 伊藤忠記念財団

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人伊藤忠記念財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、その50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。

- 2 前項については、寄附者に了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

(領収証の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく領収証を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の領収証には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、監事と協議の上、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(備置き及び閲覧等)

第6条 この法人が受領する特定寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項を記載した書類を事務所に備置き、これを閲覧等に供するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。